会員の皆様へ

このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しくは、 別添の「鳥インフルエンザ経営再建保険制度取扱要領」とあ わせてお読みください。また、照会先を裏面に記載しており ますのでご不明な点がございましたらお問い合わせください。



(家畜伝染病保険)

のご義内

会員の皆様の農場で飼養されている採卵鶏が、 万一、鳥インフルエンザに感染した場合に、 経営再建を目指す発生農場の損害を補償!!

【廃業費用補償特約 (保険料負担なし) 】 経営再建を断念した場合でも一部 補償を受けることができます。



【保険料および補償限度額】

1羽あたり保険料

◆成鶏 2. ∠

◆育成鶏 1.

2. 4円 1. 2円

1羽あたり補償限度額

◆成鶏

430円

◆育成鶏

180円

この保険制度の加入は、<u>1月13日(金)(保険料着金:1月20日)</u>で締切りとなります。 (加入依頼書·告知書等および保険料は、締切日までに協会に送付・着金をお願いします。) 加入をご希望される方は、期日まで必ずお手続きください。

一般社団法人 日本養鶏協会

(引受保険会社)

共栄火災海上保険株式会社

保険制度について

≪この保険制度に加入できる方は・・・≫

※このパンフレットでは、「高病原性鳥インフルエンザ」 の事を「鳥インフルエンザ」と表記しています。

◆この保険制度は、一般社団法人日本養鶏協会を保険契約者、共栄火災海上保険株式会社を引受保 険会社とし、協会会員の皆様を加入対象者とする団体保険制度です。

≪この保険制度の加入の対象となるのは・・・≫

◆この保険制度における加入の対象(加入の区分)は農場毎に鶏舎単位とします。

【県別選択加入制の設定】

<u>複数の都道府県に農場・鶏舎を所有する加入者の場合、都道府県別に加入を選択することが</u>できます。

例) 千葉県と茨城県の2県に農場・鶏舎を所有している場合、いずれか一方の県の農場を選択して加入が可能です。

※ただし、県内の農場・鶏舎は全て加入しなければなりません。

加入区分は次の通りです。

「成鶏舎」・・・成鶏のみを収容する農場および成鶏と育成鶏を飼養する鶏舎

「育成鶏舎」 ・・・・育成鶏(ひな)の育成のみを行っている鶏舎

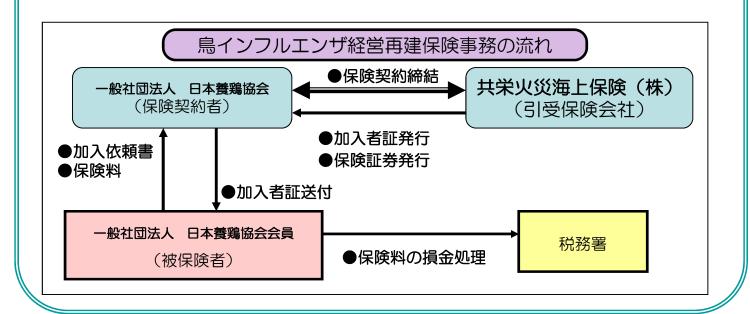
※保険契約の始期日時点(平成29年2月1日)において、移動制限区域が解除されていない地域がある都道府県内に所在している農場の加入については、後記『前保険期間中に移動制限区域が設定された都道府県内に所在する農場の取扱い』に記載してありますので、ご参照願います。

≪この保険制度の補償内容≫

◆この保険制度は、鳥インフルエンザの発生による移動制限命令(移動自粛要請を含みます。) が出された場合(この保険制度において保険事故といいます。)に、家畜伝染病予防法第16条 に基づき殺処分を受けたことにより、農家に発生する損害を補償します。

≪この保険制度の保険料について≫

◆この保険制度の保険料は、税務上損害保険料として全額損金算入できます。



補償の内容

項目	内 容		
加入対象者(被保険者) (加入対象農場・鶏舎)	一般社団法人日本養鶏協会の採卵を業とする会員の方が加入対象となります。 (複数の都道府県に農場・鶏舎を所有する加入者の場合、都道府県単位で加入を選択できるようになりました。ただし、同一都道府県内の農場・鶏舎は全て加入しなければなりません。) ※加入区分により補償内容が分かれています。 「成鶏舎」 ・ 「育成鶏舎」		
保険金をお支払いする場合	島インフルエンザが発生し、加入する鶏舎の成鶏もしくは育成鶏が 「家畜伝染病予防法」に基づき殺処分を受け、加入者に喪失利益・ 経常費用等の損失が生じた場合		
保険期間	平成29年2月1日午前0時から平成30年1月31日午後12時 まで1年間(ただし、中途加入はできません。)		
保険料 〈成鶏舎〉	(成鶏舎)	(加入申告羽数に対し) 1 羽あたり2.4円	
1黎泰定日 2.4円	(育成鶏舎)	(加入申告羽数に対し) 1 羽あたり1. 2円	
イラス (育成鶏舎) 1、2円 (1、2円)	★<成鶏舎・育成鶏舎共通> ※加入時の申告羽数は、保険期間中に飼養が見込まれる最大 羽数とします。加入時申告羽数は、鶏舎ごとに100羽未満を 切上げとなります。 ※保険事故発生時には、 <u>都道府県知事、家畜防疫員等が発表した</u> 公的証明により確認された死亡・殺処分羽数(以下「死亡・殺処 分羽数」といいます。)に基づいて補償額を決定します。 ただし、加入時の申告羽数を限度とします。		
補償対象期間	①移動制限命令(移動自粛要請を含みます。)が出された日から、 移動制限解除、試験飼育、経営再開が許可された日を経て、雛が 導入された日の前日までの期間(経営再開が許可された日から雛 導入までの期間は30日が限度)(①の期間全体で120日間限 度) ②雛が導入された日から収益が回復した日の前日までの期間		
補償額 (経営再建ができた場合) 保険事故発生時に、鶏舎単位の死亡または殺処分された鶏の羽数(公式に発表された羽数)に基づき保険金をお支払いします。 ※補償限度額について,後記「重要事項《その1》」に記載されていますのであわせてご参照ください。	【上記①の期間 × 【上記②の期間 × (※ただし、ネ 〈育成鶏舎〉・ 【上記①の期間 × 【上記②の期間	対象期間によって1日あたりの補償額が異なります。 1 7 羽 1 日あたり 2. 4円 × 死亡・殺処分羽数 ①の期間日数 (120日限度) 1 7 羽 1 日あたり 4. 8円 × 死亡・殺処分羽数 ②の期間日数 (②は、144円 (30日間相当額)が限度) 補償額は、1 羽あたり 4 3 0円が限度となります。) ・・対象期間によって1日あたりの補償額が異なります。 1 7 羽 1 日あたり 1円 × 死亡・殺処分羽数 ①の期間日数 (120日限度) 1 7 羽 1 日あたり 2円 × 死亡・殺処分羽数 ②の期間日数 (②は、60円 (30日間相当額)が限度) 補償額は、1 羽あたり 1 8 0円が限度となります。)	

補償額 (廃業費用補償特約条項) (経営再建ができなかった 場合)

保険事故発生時に、鶏舎 単位の死亡または殺処分 された鶏の羽数(公式に 発表された羽数)に基づ き保険金をお支払いしま す。

※補償限度額について,後記「重要事項《その1》」に記載されていますのであわせてご参照ください。

<成鶏舎>

①移動制限命令が出された日から移動制限解除日の前日までの期間 ②農場を譲渡する場合には移動制限解除日から譲渡日の前日までの期間 【上記①の期間】1翌1日あたり2.16円×死亡・殺処分翌数

× ①の期間日数 (30日間限度)

【上記②の期間】1羽1日あたり2. 16円×死亡・殺処分羽数× ②の期間日数 (30日間限度)

(※ただし、1加入者あたり300万円が限度となります。)

く育成鶏舎>

①移動制限命令が出された日から移動制限解除日の前日までの期間 ②農場を譲渡する場合には移動制限解除日から譲渡日の前日までの期間 【上記①の期間】1羽1日あたり〇.9円×死亡・殺処分羽数 × ①の期間日数(30日間限度)

【上記②の期間】 1 羽 1 日あたり O. 9 円×死亡・殺処分羽数

× ②の期間日数 (30日間限度)

(※ただし、1加入者あたり300万円が限度となります。)

保険金の支払事例について

~次の支払保険金は支払い例であり、実際の支払保険金は、補償対象期間によって異なります。~

≪加入申告羽数12万羽の成鶏舎で経営再建を行った場合≫

·死亡•殺処分羽数 ···10万羽

·加入鶏舎の個別支払限度額···51.600.000円(12万羽の場合)

・補償対象期間・・・ ①鳥インフルエンザ発生により、移動制限命令(移動自粛要請を含み

ます。)が出された日から、移動制限解除、試験飼育、経営再開が

許可された日を経て、雛が導入される前日までの期間…90日間

②雛が導入された日から出荷開始までの期間 ……30日間

·支払保険金··· ①の期間···2.4円×10万羽×90日=21,600,000円(※1)

②の期間···4.8円×10万羽×30日=14,400,000円(※2)

①+②=36,000,000円 < 個別支払限度額

〈保険金の内払いについて〉

- ※1. 上記支払保険金のうち、保険事故発生後、都道府県知事等による発生農場、死亡・ 殺処分羽数の発表をもって、最初の内払い保険金の請求をすることができます。 (1,440万円) 雛導入日が確定後、雛導入日が確認できる公的資料をもって、①の 期間に基づいて、二度目の内払い保険金の請求をすることができます。(720万円)
- ※2. <u>補償対象期間確定後、差額1,440万</u>円を追加支払いします。

重要事項《その1》

個別支払限度額 (加入者鶏舎単位)

重要

【経営再建の場合】

- × 430円 <成鶏舎の場合> 加入申告羽数 × 180円 <育成鶏舎の場合> 加入申告羽数
- ※上記算出による金額が限度額となります。

【経営再建ができなかった場合】

※廃業費用補償については、1加入者あたり最大300万円が限度額 となります。

年間総支払限度額

額です。

※保険制度全体の限度



年間総支払限度額 5億円

- ※保険会社が保険期間中に支払った保険金の合計額が、年間総支払限度 額に達した場合、本保険契約は終了いたします。
- ※保険制度における合計保険料が1億円に達しない場合は年間総支払限 度額が次の通り減額します。

保険制度全体における合計保険料	年間総支払限度額
3,000万円以上6,000万円未満	2億円
6,000万円以上1億円未満	3億円

最低保険料



3,000万円

※保険制度全体の保険料合計額が、最低保険料に達しない場合は、制度 中止や保険料の変更等、制度の見直しを行う場合があります。

中途脱退



保険期間の中途で、加入者が保険制度から脱退した場合でも、既にお支 払いいただいた保険料は返還しません。

無事故戻し



保険期間内において保険制度全体が無事故で保険金の支払いまたはその おそれがなかった(※)場合、保険期間終了後、加入時にいただいた保 険料の15%を無事故戻しとしてお返しいたします。

【適用条件】

- ①保険期間内、保険制度全体が無事故で保険金の支払いまたはそのおそれがな い(※) こと。
- ②当年度を含め、過去5年間の制度全体の損害率が20%以下であること。
- (※) 保険期間中に事故が発生した場合で、保険期間終了後においても保険会 社が保険金を支払うために必要な事項を確認できない場合は、確認でき るまでの期間を無事故判定の期間とします。

重要事項《その2》

保険金をお支払いできない 主な場合

重要

- ・加入者(役員、親族・従業員等を含む)が行った家畜伝染病予防法や 同法施行規則等の法令違反
- (詳細は、「鳥インフルエンザ経営再建保険制度取扱要領」Q&Aの Q43・44を参照してください。)
- ・家畜伝染病予防法第58条・59条に定める手当金が不交付となった場合
- ・日本国外の鶏舎における保険事故
- ・保険契約開始後であっても、保険料領収前の保険事故により生じた損害
- ・廃業が事故発生の日から1年を経過したあとになされた場合(廃業費用 補償)

…など

前保険期間中に移動制限区域が設定された都道府県内に所在する農場の取扱い【鳥インフルエンザ経営再建保険制度取扱要領 特則1】

・【特則1】の対象となる農場とは・・・

前保険契約の保険期間中に、家畜伝染病予防法第32条に基づく移動制限区域が指定され、保険始期日時点(平成29年2月1日)において、<u>移動制限区域が解除されていない地域がある都道府県内に所在する農場</u>

・対象となる農場の取扱いについて・・・

対象農場については、保険制度の補償開始日(平成29年2月1日)にかかわらず、保険(補償)の効力が発生する日は以下の通りとなります。

- ①既加入農場(前保険契約に加入している農場)
 - ア.殺処分命令を受け保険始期日時点において経営再開の許可を受けていない鶏舎を有する農場の場合(発生農場)は、都道府県知事により当該農場の経営再開が許可された日から保険の効力が発生するものとします。
 - イ.保険始期日時点において移動制限区域の指定を受けた地域に所在する鶏舎を有する農場の場合(移動制限農場)は、 都道府県知事により当該移動制限が解除された日から保険の効力が発生するものとします。

②新規加入農場(前保険契約に加入していない農場)

• 平成29年2月1日から新たに加入する農場の場合、都道府県知事により当該都道府県内のすべての移動制限 区域の指定が解除された日から、保険の効力が発生することになります。

・保険料と保険料の返還について・・・

保険料は、保険の効力発生日にかかわらず、「加入手続き」に従って期限までに指定の口座に送金してください。ただし、保険期間中に経営再開許可や移動制限の解除が行われず保険制度の保険の効力が発生しなかった農場については、当該農場分の保険料を保険期間終了後に全額返還します。

(返還する保険料には利子を付しません。)

補償の終了に伴う保険金支払の取扱い 【鳥インフルエンザ経営再建保険制度取扱要領 特則2】

・補償の終了とは・・・

加入者が、鳥インフルエンザ発生により、家畜伝染病予防法に基づき国または都道府県知事による移動制限命令 (移動自粛要請を含む)を受けた日が属する保険契約の保険期間終了後1年間を経過した翌日以降に発生した損害 は鳥インフルエンザ経営再建保険の補償の対象となりません。

【特則2】の対象となる農場とは・・・

保険事故が発生した保険契約の保険期間終了後1年を経過した時点において、一連の保険事故が継続しており、保険金請求ができない状況にある以下の鶏舎を対象とします。

家畜伝染病予防法第16条による殺処分命令を受けた日から180日を経過しても未だ雛の導入がなされていない鶏舎

対象農場の保険金支払について・・・

対象農場は、<u>当該保険契約の保険期間終了後1年を経過した時点</u>で、保険金支払について、以下の取扱いをします。

殺処分命令を受けた日から180日を経過した日において、雛の導入がなされていない場合、死亡・殺処分羽数に、 【成鶏舎の場合1羽あたり430円】、【育成鶏舎の場合1羽あたり180円】を乗じた額を保険金の支払額とします。 ただし、内払い保険金等で既にお支払いした保険金がある場合には、その金額を差し引いてお支払いします。

加入手続きについて

<加入依頼書・告知書の送付>

加入を希望される方は、添付の取扱要領の6(加入手続き)を確認のうえ、 加入依頼書ならびに告知書(引受保険会社は告知書の告知内容により加入の 可否について審査します。)に必要事項を記入し、押印の上、期限までに、 日本養鶏協会宛に送付してください。

●送付期限 ・・・平成29年1月13日(金)協会到着

●送付先 ····〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内

一般社団法人 日本養鶏協会

<保険料の送金>

加入依頼書・告知書の受付後、日本養鶏協会より、保険料の案内がありし だい、下記の指定の口座に送金ください。

※なお、振込手数料は、加入者負担となります。

●送金期限 …平成29年1月20日(金)□座着金

●送金先 みずほ銀行 新川支店 (普) No.1129897

名義人:一般社団法人 日本養鶏協会 経営再建保険口

フリガナ: (シヤ) ニホンヨウケイキョウカイケイエイサイケンホケングチ

くもし保険事故が起きた場合には・・・>

万一保険事故が発生した場合には、すみやかに日本養鶏協会または引受保険会社までご通 知ください。

〇このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「鳥インフルエンザ経営再建保 険制度取扱要領」をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては、次の照会先にお問い合わせください。

<保険契約者>

一般社団法人 日本養鶏協会 〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16

> (馬事畜産会館内) tel 03-3297-5508

fax 03-3297-5519

<取扱代理店>

株式会社全農ビジネスサポート 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12

保険部 物流信用課 tel 03-3296-8804 fax 03-3296-8995

<引受保険会社>

共栄火災海上保険株式会社 農林水産部 営業第二課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

tel 03-3504-2374

fax 03-3504-2936

